

第三期三鷹市障がい者（児）計画のスケジュールについて

日程	内容
11月30日（木）	第5回三鷹市障がい者地域自立支援協議会 ・素案の内容について。
12月18日（月）～ 1月16日（火）頃	パブリックコメント受付期間
1月25日（木）	第6回三鷹市障がい者地域自立支援協議会 ・パブリックコメントで出た意見の報告及び、対応について。
2月頃	令和5年度第4回三鷹市健康福祉審議会（諮問・答申）
3月	第三期三鷹市障がい者（児）計画の確定

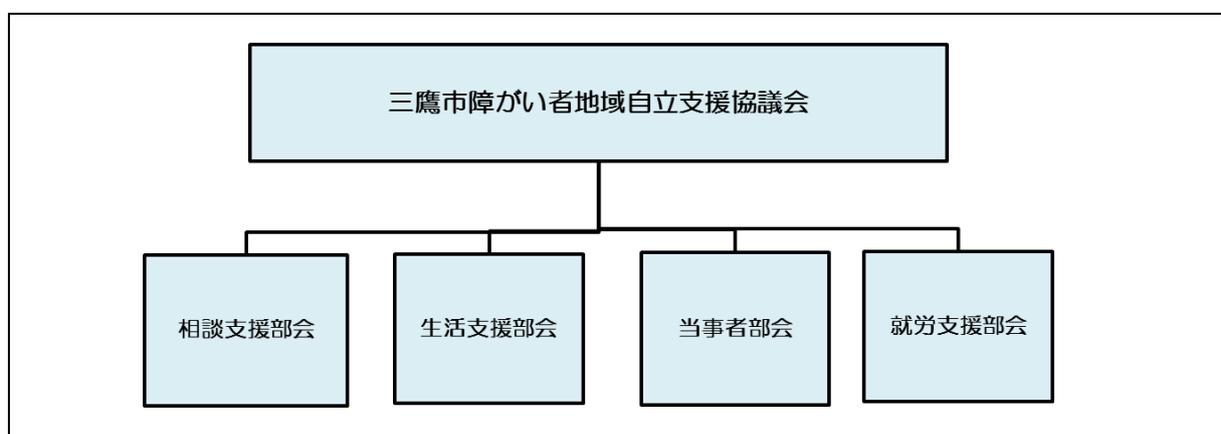
第二期（旧）		第三期（新）	
大項目	小項目	大項目	中項目
1 計画の改定等と推進	(1)計画の改定等と推進	1 計画の推進	(1)計画の策定等
			(2)計画の推進
2 障がい者を支える環境づくり	(1)障がい者の権利保障	2 互いを理解し、認め合う地域づくり	(1)障がいに対する理解の推進
	(2)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり		(2)障がい者差別の解消と合理的配慮の推進
	(3)バリアフリーのまちづくり		(3)障がい者の権利保障の推進
3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立	(1)わかりやすい情報提供	3 安心で住みやすいまちづくりの推進	(1)「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり
	(2)相談機能の充実		(2)バリアフリーのまちづくり
	(3)福祉サービス利用者当への支援		(3)安全安心のまちづくり
4 社会参加と交流の推進	(1)障がい者の社会参加の促進	4 障がいのある人の視点に立った支援の提供と相談支援の充実	(1)情報提供の充実
	(2)障がい者の就労の推進		(2)相談機能の充実
	(3)交流の推進		(3)福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり
5 地域における自立生活の支援	(1)障害者総合支援法の適切な運営	5 ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の支援	(1)障がい児の生活支援の充実
	(2)障がい者の自立生活支援		(2)障がい者の生活支援の充実
	(3)障がい児の生活支援		(3)家族支援の充実
6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保	(1)施設整備の推進	6 社会参加の推進	(1)社会参加の推進
	(2)障がい者福祉施設の充実		(2)就労の推進
	(3)サービスの質と人財の確保		(3)スポーツ・文化芸術活動等の推進
7 推進体制の整備	(1)計画の推進体制	7 障がいのある人を支える地域の基盤整備	(1)福祉人財の確保・定着
	(2)関係機関等との連携		(2)サービスの質の確保
			(3)施設整備の推進

三鷹市障がい者地域自立支援協議会について

1 三鷹市障がい者地域自立支援協議会の目的

地域における障がい者及び障がい児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携強化と課題解決に向けた協議を行うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、三鷹市障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置しています。

2 専門部会構成



3 三鷹市障がい者地域自立支援協議会構成メンバー

第 7 期の三鷹市障がい者地域自立支援協議会構成メンバーは、公募委員 1 名、障がい当事者 5 名、障がい者家族関係 3 名、障がい福祉サービス事業者等からの推薦 9 名、関係機関・団体からの推薦 7 名、学識経験者 2 名の計 27 名で構成されています。

4 任期

三鷹市障がい者地域自立支援協議会の任期は 3 年になります。

5 活動内容

年数	開催回数	内容
1 年目	年 6 回	障がい者（児）計画の内容についての協議
2 年目	年 3 回	地域課題等の情報共有や解決に向けた協議
3 年目	年 4 回	障がい者等の生活と福祉実態調査の実施内容についての協議